

大野市マスコットキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野市が管轄する大野市マスコットキャラクターうぐピー、うめピー、かめじろう（以下「マスコットキャラクター」という。）の使用について必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 マスコットキャラクターは、大野市の観光PR、イメージアップ、市政の啓発広報、地域振興等を目的に、広く使用することができる。ただし、使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、マスコットキャラクターを使用することができないものとする。

- (1) 大野市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (2) 特定の政治、思想、又は宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) マスコットキャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反する恐れのある場合
- (7) その他、使用することが不相当と認められる場合

(使用者の遵守事項)

第3条 使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、デザインマニュアルに従うこと。
- (2) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、大野市は一切の責任を負わない。
- (3) マスコットキャラクターの加工については、デザインイメージを損なわない範囲で行うこと。
- (4) 可能な限り、当該使用に係る物件の完成見本またはその写真を大野市に提出すること。

(同意書の提出)

第4条 使用者は、この規程に定める事項を同意する旨を書面（別紙様式）にて大野市に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同意書の提出を省略できる。

- (1) 国、地方自治体、その他公共団体が公共または公共用に使用するとき。
- (2) 自治会、NPO、その他の公共的団体等が公益的な活動に使用するとき。

(使用料)

第5条 マスコットキャラクターの使用は、無償とする。

(使用の差し止め)

第6条 大野市は、マスコットキャラクターの使用が第2条の規定に違反していると認められる場合、又は、適切でないと判断したときは、当該使用に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

2 差し止め等に伴う使用物件の回収費等は、使用者の負担とする。

(損失補償等の責任)

第7条 大野市は、マスコットキャラクターの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則 この制度は、平成23年4月1日から施行する。